市第83号議案

横浜市消費生活総合センターの指定管理者の指定 次のように横浜市消費生活総合センターの指定管理者を指定する

令和3年12月7日提出

横浜市長 山 中 竹 春

名称	指	定管理者	指定の期間
名	所 在 地	名称	11 化 07 朔 间
横浜市消費生活	港南区上大岡西	公益財団法人横浜市消費者協	令和4年4月1日か
総合センター	一丁目6番1号	会	ら令和9年3月31日
		理事長 阿 南 久	まで

提案理由

横浜市消費生活総合センターの指定管理者を指定したいので、地 方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。 市第83号

参考

地方自治法 (抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第 244 条の 2 (第1項から第5項まで省略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは 、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければ ならない。

(第7項から第11項まで省略)